

第 34 期第 1 回横浜市児童福祉審議会 放課後部会 会議録	
日 時	令和 5 年 1 月 13 日（金） 18 時 30 分～19 時 45 分
開催場所	横浜市庁舎 18 階 みなと 5 会議室
出席者	青柳寛子委員、青山鉄兵副部会長、明石要一部会長、鈴木裕子委員、角井治朗委員、辺見伸一委員、松本豊委員、三浦尚美委員、宮永千恵子委員
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者 2 人）
議 題	<p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>(1) 横浜市児童福祉審議会 放課後部会について</p> <p>(2) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正について</p> <p>(3) 令和 3 年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について</p>
<p>&lt; 報告事項 &gt;</p> <p>(1) 横浜市児童福祉審議会 放課後部会について 及び</p> <p>(2) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の改正について            （事務局）資料 5 に基づき説明</p> <p>（明石部会長）放課後児童支援員になるために、都道府県が行う認定資格研修の受講のみならず、保育士等の基礎資格を有している必要があるのは、ハードルが高いと感じました。</p> <p>（事務局）放課後児童支援員になるためには、保育士等の基礎資格を有していることが前提となっています。運営主体等からは、新規採用する職員は、基礎資格は有しているものの、研修の受講が間に合わないので、支援員として配置することができずに運営が厳しいというご意見をいただいております。そのような実態を踏まえて、今回改正を行いたいと考えております。</p> <p>（明石部会長）これまでも支援員として従事する場合は、常勤のみならず、非常勤もこの要件を満たす必要があったのですか。</p> <p>（事務局）常勤・非常勤職員に限らず、放課後児童支援員として従事する場合には、基礎資格を有し、認定資格研修を受講している必要があります。</p> <p>（明石部会長）放課後児童支援員になるための要件が厳しいので、人材が集まらないと認識していました。基礎資格は保育士の資格以外にも認められる資格があったと認識していますが、どのような方が基礎資格を有する方になるのでしょうか。</p>	

(事務局) 具体的には資料5のスライド16～17に該当する方が基礎資格を有する方になります。そのうち「(9)高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業従事したものであって、市長が適当と認めたもの」の中には、はまっ子ふれあいスクールに従事した方も該当します。

(辺見委員) 今回の条例改正によって「自動車を運行する場合の所在の確認」が加わり、点呼等を義務付けると説明がありました。これは、昨今の園バスの事故を受けての改正かと思いますが、資料中のこの文言だけで所在確認が徹底されるのか懸念があります。

(事務局) 国から示されている基準省令では、「放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。」となっております。本市の条例改正は基準省令通りに行いたいと考えておりますので、日常の送迎支援も含めて読めるような形で改正を行わせていただきます。

(明石部会長) 夏休みや土日を活用して施設外でイベントを実施する場合もあると思います。その場合、子どもも疲労しているため、おっしゃるように点呼というか、所在の確認をしっかりとしないと危ないという面があるので、そういう意味ではこの文言は条例に必要なかと思います。その他意見はございますか。なければ、これを了承するというところでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(明石部会長) ありがとうございました。

### **(3) 令和3年度 放課後児童健全育成事業の監査結果について**

(事務局) 資料5～9に基づき説明

(明石部会長) 資料9の報告書中にある「その他届出事業所」(19か所)とは、どのような事業所を指すのか詳しく教えていただけますか。

(事務局) 放課後児童健全育成事業を実施するためには、本市に届出が必要となりますが、「その他届出事業所」は、その届出のみを行い、放課後キッズクラブや放課後児童クラブのように本市からの補助金を受けずに運営している事業所を指します。

(青柳委員) 本市からの補助がないにもかかわらず、事業所が本市に届出を行う理由はなんですか。この制度とは別ですが、保育所の認可のように、届出をすることによって、保護者からの安心感が得られるという理解でしょうか。

(事務局) 保育所の認可というわけではありませんが、届出をしていただくことによって、本市の条例に則った運営が必要になります。また、届出を行った事業所は、本市のホームページ等に事業所として掲載されますので、このように横浜市が関わることで、利用者は一定の安心感を得ているのではないかと考えております。

(明石部会長) 監査の結果、指導監督基準に適合していない場合には、口頭指導と文書指導が行われていますが、どのような違いがあるのですか。

(事務局) 比較的軽微な内容であれば口頭指導となりますが、それ以外は文書指導になります。具体的な例で示すと、職員配置の問題は、今後の条例に沿った対応をしっかりとさせていただきたいというところですので、文書指導をしております。

(辺見委員) 口頭指導の場合には、その後改善されたかどうか立入り調査等を行うのですか。

(宮永委員) 私も指導後の改善状況をどのように確認するのか気になりました。

(事務局) 原則として、定期的な立入調査は3年に一度としていますが、運営主体による自己検査は、毎年度実施することになっており、その結果を報告していただくことになっています。前年度に指摘した事項が改善されているかどうかは、自己検査を通して引続き確認をしております。

(明石部会長) 報告書(資料9)の総評で「虐待等、保護者に不適切な養育等が疑われる場合の対応が定められている」という項目は減少しているものの、19か所は指摘を受けています。虐待等に関しては、ぜひ文書指導も含めて改善方法を求めて、報告件数をゼロにして欲しいと思います。

(事務局) こちらの項目は、虐待が行われているということではなく、実際に虐待や保護者による不適切な養育が疑われた場合に事業所としてきちんと報告体制が整えられているかという監査項目になります。しかしながら、おっしゃるような非常に重要なところですので、引続きしっかりと対応し、当該項目の指摘がゼロになるよう対応していきたいと考えております。

(青山副部会長) 総評に徐々に数字がよくなっているとの見解がありますので、結果はおおむね良好であると感じておりますが、2点意見を述べさせていただきたいと思えます。

一つは、監査で指導が必要なもののうち、もしかしたら基準を緩和したほうが良いものもあるのではないかという点です。特に職員の先ほどの条例改正の根拠として、やはり2名のところがなかなか難しいというところが40数件ありますので、先ほどの条例改正の根拠にもなるところかなと思えます。もちろん衛生面や虐待のところは緩めるわけにはいかないところですので、今回の結果を踏まえて、先ほどの条例の根拠にもなるところだなと思っておりました。

2点目は、これは質問ですが、このような統一的な監査とは別に、大きな怪我や食中毒など、日常的に起きているトラブルがあった場合には、この監査とは別に報告や確認をする手段はあるのでしょうか。もしあれば、教えていただきたいと思えます。

(事務局) 監査以外にも、食中毒や怪我があった場合には、所管の各区こども家庭支援課へ報告をいただくことになっています。また、このようなトラブルについては、その状況を確認しながら、迅速に対応させていただいているところです。本市としては、引続きしっかりと運営をサポートしていきたいと考えております。

(明石部会長) 青山委員、いい提案をありがとうございました。その他なければ、以上で監査報告は終わります。ぜひこの結果を活かして、引続き放課後の居場所の充実につなげていただければと思えます。

資料	<p>[報告事項資料]</p> <p>資料5 説明資料</p> <p>資料6 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例</p> <p>資料7 横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針</p> <p>資料8 横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準</p> <p>資料9 令和3年度 放課後児童健全育成事業 監査結果報告書</p> <p>[参考資料]</p> <p>資料1 横浜市児童福祉審議会放課後部会 委員名簿</p> <p>資料2 横浜市児童福祉審議会放課後部会 事務局名簿</p> <p>資料3 横浜市児童福祉審議会条例</p> <p>資料4 横浜市児童福祉審議会運営要綱</p>
特記事項	—